

令和3年度成田市3月補正予算説明資料 (議案第14号関係)

一般会計の補正予算額は169,723千円の増額で、補正後の予算額は68,851,605千円となります。

今回の補正予算では、令和3年12月に補正を行った子育て世帯への臨時特別給付金について、国の補助制度の対象とならない、養育者の所得が一定額を超える児童手当(特例給付)の受給者等へ、本市独自に「なりた子育て家庭への臨時特別給付金」を支給するほか、国において、離婚等により新たに児童手当(本則給付)の受給者となった者への支給を行うこととされたことから、必要な経費を計上します。

また、国の令和3年度補正予算(第1号)において、保育士・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げる措置を実施するとされたことから、賃金改善を行う教育・保育施設等へ補助金を支給します。

なお、年度内に完了しない見込みの経費については、繰越明許費を設定します。

1. 補正予算額(一般会計)

169,723 千円 (補正後予算額 68,851,605 千円)

【歳入】

国庫支出金 (保育士等処遇改善臨時特例交付金 等)	16,097 千円
繰越金	153,626 千円

【歳出】

民生費	169,723 千円
-----	------------

【繰越明許費の追加】

・子育て世帯への臨時特別給付金給付事業	49,459 千円
---------------------	-----------

令和3年度成田市3月補正予算説明資料 (議案第14号関係)

2. 主な事業(一般会計)

○子育て世帯への臨時特別給付金給付事業 160,141 千円

・なりた子育て家庭への臨時特別給付金(市単独分)

子育て世帯への臨時特別給付金の支給対象外となっている、養育者の所得が児童手当制度の制限限度額以上の児童手当(特例給付)の受給者又はそれに準ずる者に加え、令和4年4月1日生まれの新生児の養育者に対して、本市独自に子ども1人当たり10万円の「なりた子育て家庭への臨時特別給付金」を支給します。

【対象者】

①令和3年9月分の児童手当(特例給付)支給対象となる受給者(※)。

②令和3年9月30日時点で高校生相当年齢(平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれ)の子どもの養育者であって、所得が児童手当制度の制限限度額以上の者(※)。

③令和4年4月1日生まれの新生児の養育者。

※令和3年9月分の児童手当の受給者ではなかったが、離婚等により令和4年3月分の児童手当(特例給付)の受給者になった者等を含む。

・子育て世帯への臨時特別給付金(国庫補助分)

子育て世帯への臨時特別給付金については、令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者等へ支給していますが、国において、離婚等により、令和3年9月分の児童手当(本則給付)の受給者でなかったものの、それ以降に新たに養育者となり、令和4年3月分の児童手当(本則給付)の受給者となっている者等への給付を行うこととされたことから、本市においても子ども1人当たり10万円の給付金を支給します。

○保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金 9,582 千円

国の令和3年度補正予算(第1号)において、保育士・幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を引き上げるための措置を実施するとされたことから、職員に対して3%程度の賃金改善を行う私立の教育・保育施設等に対して、当該賃金改善を行う費用を補助します。